

高知県旅館業法施行細則 新旧対照表

改正後	改正前
(水質検査) 第5条 条例別表の2の(11)の水質検査は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行うものとする。 2 条例第6条第2項及び別表の2の(11)の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めるときは、濁度及び有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。	(水質検査) 第5条 条例別表の2の(13)の水質検査は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行うものとする。 2 条例第6条第2項及び別表の2の(13)の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めるときは、濁度及び有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

改正後

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名〕

電話番号

生年月日

年 月 日

旅館業営業許可申請書

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	
	名称	
	着工年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日
	営業開始予定年月日	年 月 日
営業の種別		旅館・ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかの施設であるときは、その旨、営業期間等		
営業施設の構造設備の概要	敷地面積	平方メートル
	建築面積	平方メートル
	建築延べ面積	平方メートル
	容室数	室
	宿泊定員	人
申請者が旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容		
旅館業営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無		有 ・ 無

改正前

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名〕

電話番号

生年月日

年 月 日

旅館業営業許可申請書

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	
	名称	
	着工年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日
	営業開始予定年月日	年 月 日
営業の種別		旅館・ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかの施設であるときは、その旨、営業期間等		
営業施設の構造設備の概要	敷地面積	平方メートル
	建築面積	平方メートル
	建築延べ面積	平方メートル
	容室数	室
	宿泊定員	人
申請者が旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容		
旅館業営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無		有 ・ 無

改正後	改正前
(表面) 注 1 次に掲げる書類を添えてください。 (1) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (2) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書 (3) 申請者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。)又は申請者である法人の業務を行う役員全員の住所、氏名(振込振名を付けてください。)、生年月日及び性別を記載した書面 (4) 位置図(営業施設の周囲おおむね200メートル以内の地域の状況を明らかにした図面で、営業施設の周囲おおむね100メートル以内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設又は社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設がある場合は、その施設からの距離を詳細に記載してください。) (5) 営業施設の構造設備を示した図面等 ア 営業施設の配置図(外構図)及び平面図(敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ボイラー室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの) イ 湯水の配管系統図(貯湯槽、給湯栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集水器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。) ウ ア及びイに掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要であると認める図面等 (6) 宿泊施設の構造設備の仕様書(別紙1及び別紙2による。) (7) 入浴施設の構造設備の仕様書(別紙3による。) (8) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書 (9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し (10) 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面(消防法令適合通知書の写し) 2 申請者が旅館業営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、旅館業営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。 (1) 「営業の種類」欄、「営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかの施設であるときは、その旨、営業期間等」欄又は「営業施設の構造設備の概要」欄に掲げる事項 (2) 1の(4)から(7)までに掲げる書類	(裏面) 注 1 次に掲げる書類を添えてください。 (1) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書 (2) 申請者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。)又は申請者である法人の業務を行う役員全員の住所、氏名(振込振名を付けてください。)、生年月日及び性別を記載した書面 (3) 位置図(営業施設の周囲おおむね200メートル以内の地域の状況を明らかにした図面で、営業施設の周囲おおむね100メートル以内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設又は社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設がある場合は、その施設からの距離を詳細に記載してください。) (4) 敷地内の建物の配置図 (5) 営業施設の平面図 (6) 構造設備の仕様書(別紙1及び別紙2による。) (7) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書 (8) 建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し (9) 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面(消防法令適合通知書の写し) 2 申請者が旅館業営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、旅館業営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。 (1) 「営業の種類」欄、「営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかの施設であるときは、その旨、営業期間等」欄又は「営業施設の構造設備の概要」欄に掲げる事項 (2) 注1の(3)から(6)までに掲げる書類

改正後

別紙 1

宿泊施設の構造設備の仕様書

建築物は、		造		階建てであり、その構造設備は、次のとおりです。			摘要
共用設備 階別	区分	浴室		洗面設備	便器数		
	男	女	男		女		
		㎡	㎡	個	個	個	
寝具		人分					
空調設備等							
備考							

改正前

別紙 1

構造設備の仕様書

建築物は、		造		階建てであり、その構造設備は、次のとおりです。			摘要
共用設備 階別	区分	浴室		洗面設備	便器数		
	男	女	男		女		
		㎡	㎡	個	個	個	
寝具		人分					
空調設備等							
備考							

改正前

別紙2

構造設備の仕様書 (客室)

階別	部屋番号	寝台	床面積 ㎡	定員 人	浴室	洗面所	便所	換気
		有・無			有・無	有・無	有・無	
備考								

注 床面法は、睡眠、休憩等の用に有治者が利用することができる部分（客室に附属する浴室、便所、洗面所、棚間、踏み込み等を含み、床の間、押入れ、共通の廊下その他これらに類する部分を除きます。）について、壁・柱等の内側の距離（いわゆる内法）を測定し、計算してください。

別紙3

入浴施設の構造設備の仕様書

1 浴室

項目	男性用	女性用	管理者 確認欄
設置構造	男女別に設け、男女の浴室双方及び外部から見通すことができない構造であること。		☐
開放式の窓又は換気設備	開放式窓（ ☐ 箇所） 換気設備（ ☐ 箇所）	開放式窓（ ☐ 箇所） 換気設備（ ☐ 箇所）	☐
照明設備	照度（ ☐ ルクス）	照度（ ☐ ルクス）	☐
給水性（洗い場）	給水性（ ☐ 個） 間隔（ ☐ cm）	給水性（ ☐ 個） 間隔（ ☐ cm）	☐
給湯性（洗い場）	給湯性（ ☐ 個） 間隔（ ☐ cm）	給湯性（ ☐ 個） 間隔（ ☐ cm）	☐
シャワー設備	☐ 個	☐ 個	☐
床面の材質及び適当な勾配の有無	材質（ ☐ ） ☐ 適当な勾配	材質（ ☐ ） ☐ 適当な勾配	☐
使用後の湯水等の浴槽内流入	洗い場で使用された湯水及びオーバーフロー水が流入しない構造であること。		☐
屋外の浴槽	男女別に設け、男女の浴室双方及び外部から見通すことができない構造であること。 浴槽に附帯する通路等は、脱衣室、浴室等屋内の保温された部分から直接出入りすることができる構造であること。		☐
備考			

- 備考 1 「照明設備」欄は、床面における照度（ルクス）を可能な限り自主測定した上で記入してください。
- 2 「床面の材質及び適当な勾配」欄の「適当な勾配」とは、洗い場で使用された湯水等が滞留することのない適当な勾配が設けられていることをいいます。

改正後

改正前

2 脱衣室等

項目	男性用	女性用	管理者 確認欄
設置構造	男女別に設け、男女の脱衣室双方及び外部から見通すことができない構造であること。		☐
開放式の窓又は換気設備	開放式窓（ ☐ 箇所） 換気設備（ ☐ 箇所）	開放式窓（ ☐ 箇所） 換気設備（ ☐ 箇所）	☐
照明設備（下足場は、 ☐ 内）	照度（ ☐ ルクス） [☐ ルクス]	照度（ ☐ ルクス） [☐ ルクス]	☐
衣類その他の保管設備	ロッカー（ ☐ 人分） 棚（ ☐ 人分）	ロッカー（ ☐ 人分） 棚（ ☐ 人分）	☐
備考			

備考 1 「照明設備」欄は、床面における照度（ルクス）を可能な限り自主測定した上で記入してください。

2 この表に記入したもの以外に脱衣室等がある場合は、別様に記載した書類を添えてください。

3 サウナ室：□有 □無

項目	男性用	女性用	管理者 確認欄
床面の面積	㎡	㎡	☐
床面、内壁及び天井の材質	床面（ ） 内壁（ ） 天井（ ）	床面（ ） 内壁（ ） 天井（ ）	☐
温度調節装置及び温度計の有無	☐ 温度調節装置 ☐ 温度計	☐ 温度調節装置 ☐ 温度計	☐
室内を見通すことができる窓	有 ・ 無	有 ・ 無	☐
蒸気又は熱気の放出口及び放熱パイプ	入浴者に直接接触しない構造であること。		☐
備考			

4 浴槽（男性用）

浴槽名	浴槽面積 (㎡)	浴槽容量	原水の種類	循環 系統	ろ過器	飛沫
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ/h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ/h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ/h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ/h) ・ 無	☐
総面積	㎡					
備考						

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。
 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。
 3 気泡発生装置等により飛沫が発生する場合は、「飛沫」欄にチェックを入れてください。
 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

5 浴槽（女性用）

浴槽名	浴槽面積 (㎡)	浴槽容量	原水の種類	循環 系統	ろ過器	飛沫
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ／h) ・ 無	☐
総面積	㎡					
備考						

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。
 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。
 3 気泡発生装置等により飛沫が発生する場合は、「飛沫」欄にチェックを入れてください。
 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

6 浴槽（その他）：□有 □無

浴槽名	浴槽面積 (㎡)	浴槽容量 (ℓ)	原水の種類	循環 系統	ろ過器	飛沫
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ/ℓ) ・ 無	□
	㎡	ℓ	水道水・地下水・温泉		有 (ℓ/ℓ) ・ 無	□
備考						

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。
 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。
 3 気泡発生装置等により飛沫が発生する場合は、「飛沫」欄にチェックを入れてください。
 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

7 給水及び消毒の状況

水道水の供給	直結 ・ 専用水道 ・ 簡易専用水道 ・ その他 ・ 不明
貯水槽	有 (有効容量 ℓ) ・ 無
飲料水原水	水道水 ・ 地下水 ・ 温泉水
浴室の給水栓、給湯 栓及びシャワー原水	水道水 ・ 地下水 ・ 温泉水
備考	

改正後			改正前
8 構造設備の基準適合状況			
構造設備	基準及び該当設備の有無	管理者確認欄	
貯湯槽	通常の使用状態において、湯水の温度を摂氏60度以上、かつ、最大使用時においても湯水の温度を摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置していること。これにより難しい場合は、貯湯槽内の湯水の消毒ができる構造であること。 ----- 湯水を完全に排水することができる構造であること。 ----- ☐ 貯湯槽なし ☐ 貯湯槽あり	☐ 適合 ☐ 非該当	
ろ過器	1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のこみ、汚泥等を排出することができる構造であること。	☐ 適合 ☐ 非該当	
集毛器	ろ過器の前に置かれていること。	☐ 適合 ☐ 非該当	
浴槽水の循環設備	連日使用している浴槽水は、浴槽の水面下で補給される構造であること。	☐ 適合 ☐ 非該当	
	浴槽水の混濁を防ぐための措置が講じられていること。 ----- ☐ 掲示物等あり ☐ その他（ ）	☐ 適合 ☐ 非該当	
消毒装置等	塩素系薬剤の主入口又は投入口は、原則として浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。	☐ 適合 ☐ 非該当	
オーバーフロー排水管及びオーバーフロー回収槽	オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽内の湯水を浴用に供する構造でないこと。これにより難しい場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) オーバーフロー排水管が直接循環配管に接続されていないこと。 (2) オーバーフロー回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃を容易に行うことができる位置又は構造であること。 (3) オーバーフロー回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられていること。 ----- ☐ オーバーフロー水の利用なし ☐ オーバーフロー水の利用あり	☐ 適合 ☐ 非該当	
気泡発生装置等	空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。 ----- 点検、清掃及び排水が可能な構造であること。 ----- ☐ 気泡発生装置等なし ☐ 気泡発生装置等あり	☐ 適合 ☐ 非該当	
水位計	配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式の構造であること。 ----- ☐ 配管方式 ☐ センサー方式 ☐ 水位計なし	☐ 適合 ☐ 非該当	
調節箱	清掃を容易に行うことができ、薬剤主入口を設ける等塩素系薬剤等で消毒することができる構造であること。 ----- ☐ 調節箱なし ☐ 調節箱あり（ ☐ 薬剤主入口あり ☐ 薬剤主入口なし）	☐ 適合 ☐ 非該当	
配管	配管内の湯水を完全に排水することができる構造であること。 ----- ☐ 滞留箇所なし ☐ 滞留箇所あり（ ☐ 排水弁あり ☐ その他（ ））	☐ 適合 ☐ 非該当	

改正後			改正前		
屋内及び 屋外の浴 槽	屋外の浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に漏じることのない構造で あること。	☐ 適合 ☐ 非該当			
備考					
9 管理者					
氏名		緊急時連絡先			
住所					

改正後

書式様式 [第8条関係]

年 月 日

保険所長 様

営業者 写真番号
 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事業所の所在地、名称
 及び代表者の氏名・氏名)
 電話番号

特殊営業許可申請書等記載事項変更届出書

特殊営業許可申請書又は営業者地位承認に係る承認申請書に記載した事項について変更がありましたので、特殊営業施行規則(第4条の規定により次のとおり関係書類を添えて提出します。

営業 施設	所在地	写真番号	
	名称	電話番号	
	許可 [承認] 指令番号	第	号
	許可 [承認] 指令年月日	年	月 日
営業の種類	特殊・ホテル・簡易浴所・下宿		
変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

注 1 添に掲げる書類又は変更の内容を記載することができる書類を添えてください。

- (1) 営業施設の構造設備に係る事項を変更した場合は、添に掲げる書類
 - ア 営業施設の構造設備を示した図面等
 - (ア) 営業施設の配置図 [外構図] 及び平面図 [床面、窓枠、脱衣所、浴室、廊下、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの]
 - (イ) 湯水の配管系統図 [防漏管、給湯管、排水管、シャワー設備等の給排水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。複層式浴槽を設置する場合は、浴槽、湯沸器、循環装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。]
 - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保険所長が必要があると認める図面等
 - イ 浴槽施設の構造設備の仕様書 [別記第1号様式別添1及び別添2による。]
 - ウ 入浴施設の構造設備の仕様書 [別記第1号様式別添3による。]
 - エ 老健基準法 [昭和26年法律第21号] による老健施設が必要な老健施設については、同法律7条第5項の規定による老健施設検査済証の写し
 - オ 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面 [消防法令適合通知書の写し]
 - (2) 営業者の住所を変更した場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (3) 営業者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書並びに営業者及び法定代理人が必要となる場合は、その法定代理人 [法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。] の住所、氏名 [振替氏名を付けてください。]、生年月日及び性別を記載した書面
 - (4) 営業者の主たる事業所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
 - (5) 営業者の名称を変更した場合は、定款若しくは章程の写し又は登記事項証明書
 - (6) 営業者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書並びに営業者である法人の代表者を行う役員全員の住所、氏名 [振替氏名を付けてください。]、生年月日及び性別を記載した書面
- 2 変更があった日から10日以内に提出してください。

改正前

書式様式 [第8条関係]

年 月 日

保険所長 様

営業者 写真番号
 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事業所の所在地、名称
 及び代表者の氏名・氏名)
 電話番号

特殊営業許可申請書等記載事項変更届出書

特殊営業許可申請書又は営業者地位承認に係る承認申請書に記載した事項について変更がありましたので、特殊営業施行規則(第4条の規定により次のとおり関係書類を添えて提出します。

営業 施設	所在地	写真番号	
	名称	電話番号	
	許可 [承認] 指令番号	第	号
	許可 [承認] 指令年月日	年	月 日
営業の種類	特殊・ホテル・簡易浴所・下宿		
変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

注 1 添に掲げる書類又は変更の内容を記載することができる書類を添えてください。

- (1) 営業施設の構造設備に係る事項を変更した場合は、添に掲げる書類
 - ア 営業施設の平面図
 - イ 構造設備の仕様書 [別記第1号様式別添1及び別添2による。]
 - ウ 老健基準法 [昭和26年法律第21号] による老健施設が必要な老健施設については、同法律7条第5項の規定による老健施設検査済証の写し
 - エ 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面 [消防法令適合通知書の写し]
 - (2) 営業者の住所を変更した場合は、住民票の写し若しくは抄本又は住民票記載事項証明書
 - (3) 営業者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書並びに営業者及び法定代理人が必要となる場合は、その法定代理人 [法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。] の住所、氏名 [振替氏名を付けてください。]、生年月日及び性別を記載した書面
 - (4) 営業者の主たる事業所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
 - (5) 営業者の名称を変更した場合は、定款若しくは章程の写し又は登記事項証明書
 - (6) 営業者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書並びに営業者である法人の代表者を行う役員全員の住所、氏名 [振替氏名を付けてください。]、生年月日及び性別を記載した書面
- 2 変更があった日から10日以内に提出してください。